

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

市長の専決処分事項の指定について（昭和62年6月26日議決第48号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

第4号中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。